

# 平成31年度 和歌山県中小企業融資制度の改正点

新規融資枠 900億円を維持

## 被災事業者への資金繰り支援

- ① 自然災害等により被災した中小企業者の短期の資金繰りを支援するため、「短期決済資金」の融資利率を被災事業者限定で引き下げ

資金名		融資利率	→	融資利率	備考
短期決済資金	一般枠	年1.7%以内			年1.2%以内
	流動資産枠	年1.5%以内			

被災事業者は、短期資金においても優遇金利での借入が可能に

## 防災対策の推進

- ② 企業の防災対策への取組を支援するため、「安全・安心推進資金(防災対策推進枠)」の対象を拡大

<新たに対象に加えるもの>

- ・広告看板、ブロック塀等の耐震対策及び落下防止対策等
- ・応急給水資機材(浄水器、給水槽、深井戸等)の整備及び改修

優遇金利(1.2%)により自然災害への対策を支援

## 小規模事業者への支援拡充

- ③ 小規模事業者の積極的な設備投資や円滑な資金繰りを支援するため、「小企業応援資金」の融資期間を延長

資金名		融資期間	→	融資期間
小企業応援資金	一般枠	設備・運転7年以内		
	小口枠			
	特小枠			

## 受け皿資金の拡充

- ④ 既往借入金の借換による返済負担の軽減を図るため、「資金繰り安定資金」に通常の保証限度額とは別枠で利用できる「セーフティ枠」を新設

<対象者>

中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号(セーフティネット保証)の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方

資金名	金利	融資限度額
資金繰り安定資金 (セーフティ枠)	セーフティネット保証 第1～4、6号	年1.6%以内
	セーフティネット保証 第5、7、8号	年1.8%以内
		8,000万円以内 (別枠保証)

セーフティ枠を活用した場合、借換枠と併せて最大1.6億円の借入が可能に

## 生産性の向上支援

- ⑤ 県内事業者の生産性向上への取組を支援するため、「成長サポート資金(チャレンジ応援枠)」の対象に、「設備投資を通じて労働生産性の向上を図る方」を追加

融資対象	生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画を作成し、市町村長の認定を受けた方
融資限度額	設備1億円、運転8,000万円(別枠保証)
融資利率	年1.0%以内
融資期間	設備資金、運転資金10年以内

通常の融資限度額とは別枠での利用が可能に